

令和 8 年度第 2 回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議録）

日時：令和 8 年 8 月 26 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分

場所：大阪市役所 5 階 大応接室

出席者：（来庁）小野委員、種継委員、鳥屋委員、藤井委員、松井委員
（Web）佐藤委員

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員照会

2 議事

- （1）第 4 期大阪市地域福祉基本計画（素案）について

【議題 1】第 4 期大阪市地域福祉基本計画（素案）について（第 4 章の 2、資料編、第 1 章～第 3 章の修正点）

（稗田地域福祉課長）

資料 2-1・2-2 に沿って説明

（藤井部会長）

それでは第 4 章の 2 と資料編について、ご意見、ご質問がある方、ご発言ください。

（藤井部会長）

資料編について、私の方から意見があります。資料編 158 ページ、159 ページ。各分野が共通して取り組むべき事項のところですか。ここは先ほど第 1 章の基盤計画であると（記載いただいた）部分で、共通して取り組むべき事項の領域が地域福祉計画の固有性であるということと符合する部分なので、もっと共通して取り組むべき事項があるんじゃないかということです。

例えば端的に言うと、近年の居住支援なんかは、各分野が取り組むべき事項で、総括課は限定されてるでしょうが、そこですら、地域福祉計画と関連して、例えば、貧困女性（困難女性）への居住支援、障害者の居住支援、高齢者の居住支援もあるという意味では、ここに掲載してもいいんじゃないか。他にも権利擁護とか成年後見も、実は、共通して取り組むべき事項なので、ここに記載してもいいんじゃないか。

要は第 1 章の図（他計画との関係（イメージ図））にもあるとおり、基盤としての共通のところ

ろ（他計画と地域福祉計画の関係）は、ここで示してますので、ちょっとそういうふうと思うんですけど、各委員の皆さんいかがでしょうか。

（小野委員）

論点を再度、確認させてもらいたい。

（藤井部会長）

158 ページ、159 ページに記載の共通して取り組むべき事項ですね。

もうちょっと言うと、地域福祉計画の平成 30 年の法改正で、（第 107 条）第一項に、高齢・障がい・児童などの共通して取り組むべき事項を記載すると規定されていて、その他住民の参加とか含めて、第 5 項に包括的な支援体制と書いてますね。だから全体で言えば、5 ページですね。もう一度見ていただきますと、5 ページというのは、地域福祉計画の領域ってのは包括的な支援体制と一言で言ってもいいんですけども、共通して取り組むべき事項は具体的に何なのかと示すとなると、158 ページ 159 ページになるということですね。

担当課がどうであれ、これが共通して取り組むべき事項だという認識があるものは、もうちょっと積極的にここで書いておかないと、全課あげてみんなの共通認識にはならないんじゃないか、もう少しここを追記していただいたほうがいいんじゃないかということなんです。

（小野委員）

わかりました。

この部分だけでなく、先ほどの計画の位置付け、あるいはその具体的な実効性に関係するところですね。

結果的に見たら他の計画にも載っているじゃないか、というところで終わらせるのではなくて、むしろ、ここに記載していることの意味合いを、各計画にも戻していく。あるいは各部局に戻していったら、地域福祉計画と連動しています、というあたりも含めて、確認できていくような計画本文にも 158 ページにもそういう文面っていうのは必要になっていくと思いますし、進捗管理のところでももう少し今のような内容を盛り込めたらいいのではないかな。方向性としては賛同いたします。

（藤井部会長）

僕の意見は、共通して取り組むべき事項っていうのは、各課がある意味ではプロジェクト的に連携して進めていく事項なので、そういう共通認識のもと、ここには全課あげてというか、横断的に考えないといけない、という認識をここで新たにします。

さらに小野委員が言うように、今後単身社会化で、どんどんここ（共通して取り組む事項）が増えてくるという話なので、ここを落とさずに、進行管理の上でも、そういうプロジェクト

ト的な連携ができてるかという評価をするためにも記載すべきではないか、という意見です。

（松井委員）

先生おっしゃるように、本当に居住の問題も、高齢者も障害の方も、子どもたちもすべての方が困ったときに発生する問題でありますので、そういう重なるところを見える化といいますか、各プロジェクトが共通の方向に向かうように、何かまた表現方法、一目瞭然のわかりやすいものがあればいいなということで賛同いたします。

（藤井部会長）

ここはだから 158 ページ・159 ページは、分野列記方式になってるんで、それをもう少し洗い出し、増やしたほうがいいんじゃないかということです。

事務局の意見を伺ってよろしいですか。

（稗田地域福祉課長）

こちら 158 ページと 159 ページにつきましては、大阪市全体で進めていく事業であったり、取り組みを書かせていただいている部分です。

方針としてもこれまでは地域づくりと相談支援体制づくりっていうのは、2 大の柱として、各分野、進めていくべきものだとしてこうして記載させていただいたところです。

また改めて、防災と頼れる身寄りのない高齢者等への支援体制とか、明記させていただいたところでございますが、先ほど藤井委員長のおっしゃってくださった通り、例えば居住支援であったりとか、権利擁護というところも、共通して各分野でもやっていくし、地域福祉計画としてプロジェクト的に進めていかなければならない問題でもあるかと思いますので、また改めて、他にも記載する内容がないのか庁内でも確認しながら、追記させていただければと思います。ありがとうございます。

（小野委員）

事務局からそういうお答えがあったので言いますが、これをやろうとするとおそらく評価のところにも反映してきますよね。

先ほど進捗の話もありましたが、ここ（地域福祉計画）の狭い範囲ではなくて、他のところと連動しながらこのような形（他計画にも共通して取り組んでいる事項）でなっているというあたりの評価ができると、すごく一体的にあるいは、全庁挙げてやっていることが具体的に評価できると思いますので、全体的に一本筋が通ってくるような感じがして、それをどうやって評価していくのか、工夫していただくところですが、そうなってくるとすごく面白いなど。

(稗田地域福祉課長)

評価につきましては、計画ができてから評価の内容や、指標について、この部会を通してさせていただきたいと考えております。

評価につきましては目標値というよりは、進捗のご報告という形での説明になるかと思えます。その時にはまた、どういう形でご報告していったらいいか、ご相談させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(藤井部会長)

今のところ評価視点として重要だという認識をこの時点で確認をしておいてください。実際は（計画が）出来上がらないと、どのように評価をしていくのかが見えませんので、また検討をしていただきたいと思います。

(藤井部会長)

では第1章の変更点で何かご意見はありますか。

(小野委員)

まず4ページのところに各区の地域福祉計画との関係を取り込んでいただいて、これ私も気になってたところで、すごく整理されたと思います。こういう形でしっかりと区の計画を支援するということが出てきています。そういう関係性があるということだと思います。その上で、これを具体的にどのように進めていくかというあたりが、一言出てくるといいなっているのは少し感じたところです。でも、計画本文にこの文言が入ったことは大きく、いわゆる区と市との関係が示されたというふうに見ました。よかったと思います。

もう1つ、もう1つだけ言わせてもらおうと、これと連動して先ほどの5ページのところの、計画の位置付けのところで、この計画が基盤になるんだという話があって、これも明確に示されました。この辺りをあわせて考えていくということが、非常にイメージが持てるようになったというふうに思っています。ですので、地域福祉計画が基盤になって全体の計画との位置づけが、かなりシャープに見えるようになってきたのではないのかなというふうな受けとめられるということです。その上で、それに関係して、計画時期の問題。10ページのところですが、計画期間これを6年にしたということで、これ自体はもう、了解してますけども。ここ（4ページ・5ページ）でせつかくそれを記載したので、この（計画期間の）本文に、理由としては中長期的な視点からみたいなところが出てきているが、この計画の位置付けとして、他計画との関係の中で基盤計画としての機能を果たすというあたりがありますので、そのあたりを、この計画期間を6年にした理由に盛り込めると、微妙にちょっとずれてるんですけども、でもやっぱりこれを合わせながら、主要な計画とあわせながら、或いは主要な計画との関係を考えながら、位置付けているんだというメッセージ出した方が、

6年にした理由がより明確になるかなというふうに思いました。ですので、計画期間のあたりに、その基盤計画であるという内容と連動させた表現が入れば、なお良いのかなと思いました。以上です。

（藤井部会長）

4ページのところ、どのような文言がいいというのは、ご提案いただかないと難しいかと思っています。

（小野委員）

例えば、こういう形で区と市の関係が進んだという、モデル的なイメージが出てくればいいと思う。例えば、なかなか特定の区の話はできないと思いますが、区の活動をこんな形で、市の計画がサポートしている、ということが見えてくるとイメージしやすいと思う。

私のイメージとしては、モデル的にこんな形になれば、市と区が連動してくるんだということがわかるなという形。今はちょっと理念的なレベルでのイメージになっていますので、それはそれで必要なんでしょうが、具体的に市と区のサポート関係ができていますというあたりがわかるといいのかな。もし難しかったら意見として、具体的にできるようであれば、考えていただければと思います。

（藤井部会長）

これ区と市との関係の中で、どこまで記述できるのかっていうね。そこが僕もわからないところで、もしご意見があればお願いします。

（稗田地域福祉課長）

ありがとうございます。前回に少しご説明させていただいた、区への支援というのは、例えば24区に訪問して計画の進捗とか作り方や、何にお困りになっているかとかをヒアリングして、我々の計画の方にも反映できるものがあるかといったことや、また手助けして欲しい内容をお聞きした上で支援していきますとご説明させていただきました。また、研修を実施して区役所の方々にも、地域福祉の理念であったり、内容をお伝えしていくといったことをご説明させていただいたんですが、少し詳しすぎるというか細かすぎるかなと思うので、今回は省略させていただいたところです。

（藤井部会長）

これは実際の支援段階で、プロセスの中で工夫を検討していただければと思います。

僕も区の計画をいくつか見させていただいたけど、進んでるところもいくつかあるけども、多くはかなり課題があるというのも現実の問題で、そこをどのように（支援していくのか）、実はこう書いた方がいいんじゃないかというアイデアはありますけども、またそれは、実施

段階の中でね、どう普及するかということでお願いしたいと思います。

それから 10 ページですね。せっかく 6 年計画にしたんだから、基盤計画という意味合いをもう少しつけ足していいんじゃないかと、表現できるならということですが、いかがでしょうか。

（稗田地域福祉課長）

今すぐに、書けるわけではないのですが、検討しながら、文言について考えてまいります。ありがとうございます。

（藤井部会長）

高齢・障がいが同時期に 3 年で（計画が）策定されていくと、高齢・障がいは制度のはざまとか、いろんな問題で重複部分大きい。本来ならばその重複の部分を、それぞれの計画にちゃんと載せてそれぞれの計画が重複部分を意識する。もう 1 つは、高齢の計画でも障がいの計画でも重複部分、さっきの基盤の部分ですね。それともう 1 つは、これは大阪市と言わず、どこの計画でもやっぱり高齢・障がいの地域に関わる部分っていうのは、それぞれの課の推進では非常に弱いんですね。参加支援とか社会参加とか地域づくり言われてるけど、やっぱりそこが地域福祉計画と、何というか、連携・協働しないと。介護保険課で地域づくりをしようとしても、施策では存在するけど、なかなか難しいし障がいも難しい、こどものことも合わせてなんですけど、そこらあたりが本当は 6 年計画で 3 年 3 年にする大きな意味ということでしょうね。

これを今の時点で付け足すのか、まだまだ各課との調整とか成熟があるから、拙速には書けないけども、そういう認識のもとに庁内の議論をやっていただきながら、6 年計画をスタートするということかと思う。意見としてまずは受けとめていただくということによろしいでしょうか。

その関連でご意見がおありの方がいらっしゃいましたら、お願いします。私の先ほどの話を高齢分野から見たら、いかがでしょう。

（種継委員）

非常にちょっと難しい部分ではあるんですけど、先生おっしゃっていただいているようにですね、我々も高齢分野だけで、もちろん課題があるわけではありません。やっぱり、各世代であったり、地域の環境ですね、地域の特性によってももちろん、課題が変革していく。ましてやこの世界情勢についても、課題が変わっていくっていうところで、個々の細かい課題っていうのはいろいろ変わるんですけども、やはり基盤とした大きな課題、共通した課題っていうのは、時代が変わっても、変わりがないのかなと。

我々も障がい分野、年齢だけでいうとこの 65 歳っていったところから、高齢から障がい

オーバーラップしていくってところで、年齢が変わるっていうだけで、いろんな課題が出てくるというものもあるので、そういった細かいところではなくて、共通した、ご本人さんのこのライフステージということで考えると、やはりこの地域福祉計画っていうのは、本当に軸といますか、共通したところから、また、軸をしっかりと見定めて自分たちの分野ではどう見えているのかっていうことで、もう1回見直すというか、ダブルチェックではないですけども。

高齢だけでやっぱり視点が狭まってくることから、ちょっと地域福祉計画で新たな視点といますか、もう1回点検をするっていう意味合いで、自分たちのこの狭い分野の視点が狭くなってないかといったところで、戻していただくっていうのはすごく、お話をお聞きして、視野が広がるかなっていうことでは思いました。

（藤井部会長）

今回、（大阪市の）地域福祉計画の特徴は基盤計画やと、要するに共通して取り組むべき事項（という話を）しましたけど、視点変えて言うと、全分野型・全世代型の社会福祉っていうこと。（それが）地域福祉の視点やということをおっしゃっていただいたような気がしますね。だから、高齢分野と言っているけど、こども期の支援、若者期の支援を怠ると、全部高齢に（しわ寄せが）いってしまうということでしょうね。だからそういう視野をそれぞれの分野が持つっていうことですね。

（藤井部会長）

第2章から第3章でご意見いかがでしょうか。

そしたら、一応承認をいただいたということで、次に進みたいと思います。

それでは、事務局の方から、第4章について説明をお願いします。

【議題1 第4期大阪市地域福祉基本計画（素案）について（第4章の修正点）】

（稗田地域福祉課長）

資料2-1・2-2に沿って説明

（藤井部会長）

それでは第4章について、変更点等についてのご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いします。

（小野委員）

基本目標1と基本目標2っていうのは3章、そして4章に出てきていますが、これはおそらくここで話してる限りは、すごくわかりやすく、先ほどご説明の中でも、いわゆる地域づくりと個人の支援、明確におっしゃってました。実は、私に関わってる区の計画で、このよ

うな形で目標を立てるんですけど、その違いがうまく整理できていないんじゃないかって、思うことがあります。つまり、今回のここ（第3章・第4章）のところで、基本目標1と2を、内容はちゃんと書いてあるが、どういうことを意図してるのかというのがわかりやすく伝えられないのかなと思います。

特にその関係です。なぜこの取組を基本目標1にしてるのかというのは、いろんな考え方があると。けれども、なぜ個別支援からじゃなくて何で地域づくりなんだ、みたいなメッセージがあると思うので、その辺りを一言、第3章のところか第4章のところか入れられないかなと思いました。内容しっかり読めば、そういうことなのかとわかるかもしれませんが、最初見て、基本目標1と2というのは、どういうことなんだ、その関係はどういうことなのかという簡単な説明なのか、意味合いをちょっと表現していただくといいのかなとは思いました。

（藤井部会長）

ありがとうございます。小野委員はこの順番（基本目標1と2）は、どう思われるんですか。

（小野委員）

私はちょっとオールドスタイルの人間ですので、昔の話ですよ。以前は、地域福祉ってあんまり資源がなかったんです。以前っていうのは2000年になる前の話なんですけど。最初に地域づくりをすることはどうしても必要なんだっていうことで、地域づくりをしっかりと、そういうところで、実際に個人の支援ができるような状態を作っていくって、個人の支援をしようというので、つまり、目標1の方で地域づくりをして、そういうところでの資源を使いながら目標2の個人の支援がある、という理解で今までは来ていましたが、時代も変わりましたので、新しい考え方があってもいいと思います。今回の計画としてはどんな意味合いで、こういうふう（目標1と2）にしてるのかというのも示せるといいのかな、面白いのかなというふうには思います。

（藤井部会長）

今のご指摘に対して、事務局からご意見ございますか。

（小野委員）

でもせっかくですから、委員長からもご意見を。

（藤井部会長）

僕が言うたら答えになっちゃう。要するに地域福祉の地域がやっぱ最初っていう話です。個別支援が基本目標2だけど、正確にはこの相談支援体制っての目標は地域生活支援なんですよね。だから真ん中に参加支援があって、基本目標2は社会と関わりながら、人として暮

らしていく支援をするっていうのが基本目標で、だからこの中に権利擁護も入ってくる。じゃあその社会と関わることを支援する、これと言うと参加支援となるけど、その地域が作られてないと、個別支援もできないという、そういう関係ですよ。

それともう 1 つあるんですが、他の多くの障がい者福祉が割と地域福祉に近いんですけども、他の分野別福祉は、やっぱり援護者に対する支援なんですね、当事者に対するね。でも地域福祉は、それとともにそれが目標 2 だけでも、全住民が幸せになると、だから障がい福祉が障害のある人もない人もという、それと同じ考え方だけど、だからベースは当事者特有にというんじゃなくて、ベースとして全住民が幸せになっていくという、幸福追求ですよ。小野委員が得意なウェルビーイングですよ。その中に、個別支援も入ってくるという位置関係を明確にするということですよ。

逆に後者の意味合いをもうちょっと強調したほうがいいような気がします。というのは、何か基本目標 2 と、さっきの担い手じゃないけれど、自分らも生活すんの一生懸命やのに、なんでこの人のためにやらなあかんねん、そこまでできへんわという誤解があったら、まずいですよね。みんなが幸せになっていく中に、いろんな立場の、苦しい人も一緒に幸せになっていこうよっていう、そういうメッセージが、目標 1 の中にあるっていう感じでしょうか。

（稗田地域福祉課長）

ありがとうございます。部会長がおっしゃってくださったその理念を、我々としても 46 ページのところ、体制図を作っておりまして、今までは、基本目標 1 の地域づくりと、基本目標 2 の相談支援体制づくりという、2 つの柱しか書いていなかったんですけども、この 4 期計画からは、地域づくりと相談支援体制づくりを結ぶための参加支援という観点も間に入れた形で、ご提示させていただいております。この参加支援は、やはりその地域づくりなくては、相談支援体制の整備をしてたとしてもですね、個別支援のところから、地域の方々につないでいくっていうことはできませんので、その辺を踏まえて、その 2 つを結びつける参加支援という理念を、明記させていただきました。

また、合わせて 51 ページにもですね、社会との繋がりをつくるための参加支援という考え方を、改めて今回第 4 期計画から追記させていただきました。各々の参加支援という考え方、地域づくりからの参加支援、誰でも受け入れるという地域づくりの考え方と、相談支援から社会との繋がりを作っていくという考え方、こういったところも記載したところでございます。この根底にございますのは、誰もが、安心して暮らし続けられるという、包括的に救われる環境を作っていきたいという理念を持って、追記させていただいたところでございます。

（小野委員）

おっしゃりたいことはわかりますが、目標が 1 と 2 に分かれてるのはやっぱり理由がある

とっていて、そのところをちゃんと伝えた上で、今回は参加支援を入れたいなら入れても反対しているわけじゃありませんけれども、3章の目標1・目標2の、先ほどこちらで話したようなメッセージはぜひ出したほうがいいんじゃないのかなというふうに、個人的には思いますので、それは検討していただきたいと思いますし、どこかにさっきのような委員長がおっしゃった、今回言ったような内容はちょっと引き継いでいかないと、だんだん薄れていくんじゃないのかなって感じがしています。実は私自身が、もう10何年前のこの大阪の計画にかかったときもそんな話が出たわけです。その頃からのものが形骸化しちゃうのはやっぱり嫌なので、しっかりとそのあたり、目標1がなぜこれで、目標2がなぜこれなのかということは、引き継いでいていただきたいな、という気がします。ご検討いただければと思います。

（藤井部会長）

小野委員も事務局も、私も言ってることはあんまり齟齬がないので、それが十分なのか不十分なのかというのは検討してみて、事務局がまあまあ書き込んでいるというご意見なので、1度点検をさせてもらうということによろしいでしょうか。

これはかなり重層を意識して、地域づくりと相談支援、そして参加支援。本当はここ、参加支援じゃなくて、孤立しない社会参加とか、そういう方が本当は（よい）。支援になるとやはり個別支援の方に言葉がよりますからね。

基本目標1の地域づくりはみんなが孤立しないで社会参加していくという意味のベクトルなので、そこは表現上はあると思いますけども、特に3つの支援を重なり合わせるという、計画の意味が強いので、あまりこだわらずやりましょうか。

ただ、これを読んだときに区がその位置関係を、もしかしたら理解していないんじゃないかというご指摘ですね。だから、より鮮明に何か記述できれば、きちんとしたほうがいいのか、そういうご意見として承っておきます。

（小野委員）

度々すみません。これで区切りをつけます。あと2点あって、わかりやすいほうから行きますが、98 ページの方で、先ほどちょっとご説明いただいたところで、権利擁護のところが出てくるんですけども、ウの権利擁護の理解促進というところで、これは非常に重要なのでぜひ進めていただきたいし、内容についても、権利擁護支援においては本人の意思決定を支援し云々って書いて、意思決定を支援していくということが明確に出されていて、とてもいいと思うんですけど、要は、パッと書かれちゃうとその重要さが当たり前じゃないと思われると癪なので、例えば、あえて権利擁護を支援するというのが、要は権利が侵害されている状態を解消するだけでなく、意思決定支援なんですね。そのあたりを対比させないと、どうしてもマイナスの状態をゼロにするのが権利擁護じゃないというのが、一般的には理解される危険性があるかなとっていて、そこで留めるんじゃなくて意思決定支援なんで

すよっていうのを言いたいわけなので、理解促進ですから、その部分は対比させるような一文を、語句を挿入していただいた方がいいのではないかという意見です。これが 1 つです。内容はいいですね。そんな難しい話にはなっていないくて、どうするかをご検討いただければと思います。

もう 1 つの方が、71 ページの地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進で、だいぶ書き込んでいただいたので、ポジティブな内容が出てきたなっていう感じがあったんですけども、ここはちょっと主体の話をしていますので、外れちゃうかもしれないんですけども。活動の内容自体が、これ先ほど部長がおっしゃっていた地域づくりは、実はみんなの幸せを作る側面があるという話に関係するんですが、どうしても実際の内容は、例えば防災とか、防犯なんかも関わりますよね。それで高齢化問題、貧困問題の話になってきていて、実際そういうところに関わっていくと、ある意味、必要性とか、やらなくちゃならない活動っていうのはどうしてもあって、それは本当に必要だと思います。

でも、そういう活動ばかりになってしまうと、それに関わっていると、特に住民とか専門職ではない場合は、やはりしんどいといいますか、大変な活動だというような形になっていって、もちろんそれは必要なんですけども、実はそれだけではなくて、その活動自体がもう少し深みがあるといいますか、やっていて、言葉で言ったらなんですけど面白みがあるとか、楽しみがあるとか、社会的に言うと、コンサマトリーという言葉がありますけれども、その活動自体が目的になるような、そういうような意味合いのある活動も実はあって、先ほどの話、居場所づくりとか、そういう方向は居場所にいて、そこが楽しい場所になって、それが楽しい活動になってるというものにならないと、義務のための居場所だったら、居場所の意味がないですから、そういう、いわゆる手段的な活動から、充足的な活動っていう側面も増えてきているんじゃないかと思うんですね。そういう方向性を少し示せないのかなっていうのが、考えがありまして。どこに具体的にというのは難しいんですが、例えば、就労支援なんかはある意味、手段的です。就労支援のためにこんな活動やってみようみたいな形で、目標は、就労することなんですけれども、それに対して居場所づくりとかこども食堂っていうのは、子供が何か食べるっていうことだけは目標じゃなくて、そこでみんなで行って楽しくなってそれぞれが有意義に過ごしていくという、そういう意味合いがある活動が、おそらく増えていく。少子高齢ってのはそういうことだと思います。高齢者の単身者が増えて、その人たちがどうするのって言ったときに、そういう活動が増えていかないと。本当に地域福祉というのがつくられていかないんじゃないかな、というところがありまして、そういう活動の性格が少し変わってくる面もある。全部そうなっていくとはいいいません、必要な部分は必要でやっていくんですけども、必要な部分だけではなくて、そういうコンサマトリーと言われるような充足的な活動っていうものが、生まれてきてるぞってあたりのメッセージは出せないのかなというのは、これは意見ですので、皆さんがどう思うかによって、また考えたいなと思います。そういう点を少し述べさせていただきたいと思います。以上 2 点です。

はい。

（藤井部会長）

最初の権利擁護のところは 98 ページですね。要は権利擁護支援っていうのは、権利侵害に対する対策だけでなく、本人の意思決定、本人の自己実現を支援するっていう話ですね。そういう文言を足してもらえたらというご意見でした。これ事務局いかがですか。

（土山相談支援担当課長）

ありがとうございます。相談支援担当課長の土山と申します。

前回の部会でも、藤井先生の方からこの法改正、意思決定支援が肝だ、というお話をいただいていたかと思います。どうやって本文に記載しようかなと事務局としては悩んだところでした。今回の法改正、必要なときにその支援を得られるために民法の法改正もあるというところで、終わることができるというところが強調されていますが、まさに本人のためにというところが変わってきます。小野委員からご助言いただいたように、書かせていただくと、より意思決定支援が活きるなというふうに感じましたので、検討させていただきます。ありがとうございます。

（藤井部会長）

はい。ではそのようにご検討ください。次に 71 ページですね、これはいかがでしょうか。

（稗田地域福祉課長）

ご意見ありがとうございます。地域福祉課長稗田です。

先ほど小野委員のおっしゃっていただいていた、やらなければならないところだけではなく、楽しいところとして集まっていく、そういったところから居場所として活動を継続していけるんじゃないか、そういう動きもあるんじゃないかというご助言でございました。

その点につきましては、実際、社協の皆さん方がボランティア活動の支援とかもしてくださっておりまして、居場所として、活動を継続して実施していただいているのを聞いているところでございます。

この辺につきまして、例えば 59 ページで、地域福祉活動への参加促進、地域福祉活動を始めたきっかけづくりというページがございますので、一ポツ目にですね、地域福祉活動への参加のきっかけとして、防災分野など関心が高いテーマを取り扱うことや、時間帯・頻度・期間など対象に応じた参加機会の多様化を図りますと書いているんですけども、そこに＋アルファで書けないか、社協さんの話とかもお聞きさせていただきながら、検討して参りたいと考えております。ありがとうございます。

（藤井部会長）

これね結構難しいんですよ。うまく記載しないといけない。というのは、地域福祉活動ってのは従来、地域のためにとか、要するに私たち発なんですよ。ところが、そういうとこ

ろの人が少なくなってきたときに、みんなが参加しやすい、さっきの地域づくりですね。一般の地域づくりみたいなことになると、楽しくなければ、活動が進まないという、その中に逆にちょっと福祉的な観点も入れていこうという、福祉から地域づくりじゃなくて、地域づくりから福祉の粉をかけるっていうことになると、楽しみみたいなものが随分、強調されてきて、楽しくなければ、みんな参加しないよというのが、今の主流になってるので、だからそのところをうまく書かないとっていう話ですよ。みんなが暮らしやすい楽しい地域のためには、やっぱり楽しい要素も含みながら、地域福祉活動を広げていくみたいな。それが結局は、楽しいっていうのは興味関心に基づくから楽しい。という要素もあって、担い手不足っていうのは地縁型で、要は、基盤型中間組織っていうんですかね、やっぱり地域のためにみたいなことでやってる人が、担い手が少ないって言われてるから、この関連をうまく書かないと、ちょっとトータルには見えてこないところがあるが、裾野を広げるみたいな、みんなが楽しめる多様な場みたいな、そんな感じですかね。

（小野委員）

部会長おっしゃってくれたことに尽きるんですけど、地域福祉計画ですので、やっぱりニーズですね。地域の必要性をどうするんだっていうのが大前提にあるんですけど、やっぱり全体がそこだけになってしまうと、実際には地域福祉っていうのは立ち行かない。時代的にも、今おっしゃっていただいた通り、変わりつつあるのは間違いなくて、でも今、一番最前線にいる、これまでの担い手の人たちも最後の頑張りをやっていただけてますから、そっちも応援しつつ、新しいものをどう作るかっていうことなので、そのバランスの書き方だと思います。今はどちらかというと、まだこれまでの流れが結構強いので、もう少しバランス考えられるかなという、そういう意味合いの発言ということです。

（藤井部会長）

本当は今までもう何十年も地域活動やってる人は大変だが、さっきの楽しくなければ地域活動が広がらない、というのを超えて、その方々は大変なことも含めて喜びになっている。ちょっと深いですよ。そういうような議論されるので、先ほどの楽しみみたいなものを、どういう記述で入れるのか。確かにそれがないと、どんどん尻すぼみになってくるという、小野委員の意見ですので、ぜひ市社協と相談して、1行でも2行でも、どのように書けるかご検討いただくということをお願いしたいと思います。

他の方はいかがでしょうか。

（種継委員）

これ文言入れて欲しいとか、そういったことではなくて、私、地域包括支援センターで対応させていただいてるんですけども。私自身もちょっと50代で団塊ジュニアの世代がです

ね 50 代になって、この世代が地域のことをやったり、子育てのこともあったり、介護の問題もあってっていうことで。

介護離職についての課題ってというのが非常に大きくなって、介護の離職だけではなくて、やっぱり大黒柱の方々に、夫婦共働きによって、子どもたちがヤングケアラーになってしまったりっていうことで、いろいろ関連してくるなっていうのはすごく最近思ってます。そこの、複合的な課題を抱えた人や世代ってというのが、何か特別な感じではあるんですけど、一方、見方を考えると、一般的にも潜んでる、見えない課題っていうんですかね、いつ何どき起こっても（おかしくない）というところもあるので、我々包括支援センターではあるんですけども、今までは介護保険という社会資源をつなぐっていうことで、何とか対応してたんですけども、介護保険プラス、雇用保険の部分ですとか、その世帯を支える視点っていうんですかね。何かそういったところも、この総合的な相談支援体制の部分で社労士の方だとか、あと、今現在ではケアマネージャーが企業に対して、介護保険の説明をしにいくとかっていうことで、本当に法的な包括支援センターだけでは支えられない、総合的な支援体制の幅広さっていうのも、ちょっと表現できたらなというところでありました。ヤングケアラーっていうところで、すごくクローズアップされているんですが、そのほかビジネスケアラーとか、そういった部分もこの 50 代というんですか、第 2 次ベビーブームの世代が担っている、いろんなこと担っていかないといけないと言ったところを地域で支えていく、制度でも支えていくっていうことで、何か計画を見ると包括支援センターとか行政とかっていうところに見えるんですけども、そこの部分も記載できたらな、というのがありました。これは意見といたしますか、こういった現状ですっていうところですよ。

（藤井部会長）

はい。ご意見ということでよろしいですか。

（種継委員）

はい。

（藤井部会長）

はい。では意見ある方、どうぞ。

（鳥屋委員）

私の方からは、災害・防災のところですね、前回わたし意見の方は出させていただきましたけれども、今日、部会長からお話がありました分野を越えて共通するっていう非常に重要なところではある、というふうな意識は、これもあるのかなというところなんですけど。第 4 章のところで、災害時の現状と課題みたいなところでも、何ていうかね、第 3 期計画とそんなに変わっていない表現が多いかなというところからすると、例えばなんですけど、こ

の間本当に、自然災害、地震とかすごく多いので、例えば、この 75 ページの現状と課題のところなんかでも、2020 年、令和 6 年の能登半島の地震がまだあるんですけど、今回、令和 8 年の熊本地震、10 年前の熊本地震を超えるぐらいじゃないかとか、まだ全容は明らかになってないことも多いと思うんですけど、何かそういうキーワードで、そこで今言われているのが、もともと、東日本大震災にも、やはり避難行動要支援者である、障がい者の死亡率が、障がいのない人の 2 倍いってるとかですね、特に、要配慮者の命の危険性が高いということも記載できないかとかですね、やっぱり今言われているのは、災害の直接の死亡も多いと思うんですが、関連死なんかも非常に多いと言われていて、今のこのキーワードみたいのはしっかりここにも盛り込んだ上で、この分野を越えて、基盤となるこの計画のところにももう少し臨場感を持たせることができないかなというふうに思いました。DWA T の活動なんかもね、この熊本地震の時にはあったかと思うのですが、私の活動範囲も、車中泊であったりとか在宅避難者、それを DWA T のとこに直接結びつけたほうがいいのか、全体的にそういうところへの支援みたいなことも大事であるとか、災害対策基本法の改正もあって、すごく重要なところもあって、避難所での福祉サービスの提供とかっていうことがすごく大きくて、これは結局、普段の生活を途切れさせないっていう、そこが大事だと思うんですけども、そういったことをきちんとこう記載というのですかね。地域福祉計画の中で、そういうことを大事にしていくんだ、という理念のところも大きいので、重要なキーワードをもう少し入れてもらえるといいなと。何よりも、福祉と防災の連携と、取り組みの方向性のところには、書いてはもらえてると思うんですけども、もっとこう上のところでのその重要性。個別避難計画って非常に重要だと思うんですけども、何か最後の方にはね、個別避難計画の作成など、実効性のある避難支援もそうなんですけど。やっぱり大阪が 10%。作成率 10%はどうかって、やっぱり非常に低いという認識を、もう少ししっかりやっていかないといけないということをこういう地域福祉計画でも記載して欲しいなというふうには、思います。

(藤井部会長)

はい。さらにもう少し、災害の重要性ですね、際立つような、表現を加筆くださいということですが、いかがでしょうか。

(岡本減災対策担当課長代理)

危機管理室の岡本です。

私、今いただきましたご意見を加えるような形でやっていきたいなと思います。

(鳥屋委員)

入れていただけたらなと思います。

今度は 6 年間計画になると。今度はスパンが長いので、大規模自然災害の目まぐるしい状況

の変化というか、そういったことがあるので、やはりもっとリアリティが感じられるというところ（表現）が必要だなと、非常に思います。

（藤井部会長）

防災と福祉の点検ということでは、先ほど鳥屋委員の言った福祉的な観点の記載の強調とすることを、ということだと思いますので、そこは連携して、ちょっと点検していただけたらありがたいですが。

（岡本減災対策担当課長代理）

連携して文は考えていきたいと思います。

（稗田地域福祉課長）

今、危機管理室の方からもご回答させていただきましたが、今ちょうど熊本地震のこともあり、また計画の策定年ということもありまして、鳥屋委員おっしゃる通り、危機管理室、防災と福祉の連携ということ、必要だということ、改めて認識しているところです。災害基本法の改正を受けて、福祉サービスの内容がどういったものがあるのか、どういったことを福祉としてやっていかなければならないかとかですね、改めて一緒に考えながら、これから検討しようと思っているところでございます。この計画にどこまで反映できるかは、今、明言はできないんですけれども、福祉部局、また危機管理、部局と連携して進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

（藤井部会長）

はい。災害対策基本法に福祉サービスの提供が入った影響は大きいですし、おっしゃるように、（計画期間の）6年間は、何が起こるかわからないですよ。特に南海トラフもそうですしね。危機感を倍ぐらいにして書いていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

はい。ほかにございますか。

（松井委員）

種継委員がおっしゃったこと、本当に現実的なことで、日々日々、業務の中で感じてることですので、本当に難しい、まざり合った支援が必要な個別支援の見覚があるのは事実で、日に日に変わってきておりますので、本当に種継委員おっしゃったように、お金のこととか、本当に精神疾患の方々のサポートが難しい時代になっていますので、引き続き、心引き締めていかないといけないなと思ったんですけども、個人的な考えなんですけれども、これだけ素晴らしい計画立てていただいて、本当に大阪市すごいなと思いながら、私、読ませていただいたんです。これを各区に、先生おっしゃったみたいに、この計画ができて、24 区の担

当の方々にご説明いただいて、噛み砕いてご指導いただいて、その区から、また地域住民であつたり地域の役員の方々に、なかなか伝わっていないなと思います。

普段、私も包括支援センターのセンター長をさせていただいたり、こどもやいろいろな分野で、ちょっと参加させていただいてる中で、これだけ盛りだくさんでしっかり、いろいろ表現はさせていただいたり、本当に権利擁護のことから、あらゆる分野のことに関して、いろいろ考えていただいて、連携も、もう障がいも、高齢者も連携を生むような地域まちづくりをなさってるように思うんですけども、ちょっとわかりにくいなあって、地域の役員さんや、今頑張ってる地域で地域包括ケアから、次の担い手をどんなふうを増やしていったらいいのかな、というのは地域の方々からの課題で、よくご相談を受けたりするケースもあるんです。

それをモデルのような、何かこんなふうにしたらいい、こんなモデルがあるというようなことは、あんまり示したらいけないんでしょうか。具体的に写真とか、こんなふうになってますよっていうのを、これは本当に素晴らしい計画としておいておき、その次のステップで、もっと地域住民、区ごとの特徴があるのもわかってますし、区の中でも、そのエリアによっての問題やいい事例が、もう全然違うなと思うこともたくさんありますので、その辺、やっぱりみんなが大阪へ住みたいなあ、住んでよかったな。ここで生まれて、人生100年生活でね、住みなれた地域で地域包括ケアで、もう最後まで住みなれた地域で過ごしたいな。

そのための見守りやサポートや、社会資源があつていいな、っていうようなまちが、私は理想だと思ってますので、どんなふうにしたらもっともっと若い方も、年齢に関わらず、もっともっと地域に興味を持って、地域力を高めていただけるようになんか、もっとこうくすぐるような事例を上げたらいけないんでしょうか。

（藤井部会長）

いいですよ。

（松井委員）

どうやってわかっていただいたらいいのか。24区ね、いろいろな場はもちろんありますし、難しい。

（藤井部会長）

地域福祉計画は、地域と福祉の計画です。だから、他の分野別計画もそうなんですけども、官民協働が一番問われる。ですので、あんまり勝手なこと言うと怒られるけど、市の計画と市社協の計画は相互補完しており、本当は区の計画も区社協がしっかり入って、区と区社協の合同計画でもいいと思います。それで行政のやるべきことと民間として浸透することがね。区の計画でもそのパターンが一番うまいこといってるんじゃないですかね。もう1つは、地区計画というと大げさですけど、小学校区あたりで、住民自身が地域のビジョンを立

てる。その地域のビジョンを立てるときに、おっしゃるように、他の地域でこんなことやってるよとか、こんなことができるようになってきたね、さらに出来てきた延長線上で、こんなことはしたいねみたいな、さっきの楽しみも含めて、話し合う場がなかったら浸透していかないんです。だからさっきの地域づくりも僕は、実は楽しみとともにね、本来ちょっと硬いですけど、最近は協議力っていいですけど、自治力とも言いますけども、住民自身が話し合う場を作っていくことが、地域づくりと本質ですから。何かそれをやわらかく設計していくということがされていくと、浸透していくっていくと思います。

（松井委員）

アクションプランも昔だったらあったんですけどね。消えてしまいましたね。

（藤井部会長）

僕もある区で頑張ったんですけど。

（松井委員）

私も頑張ってアクションプラン。全部消えてしまったな。

（藤井委員）

ということが区では問われてくるので、そういうことを想起するような手だてとかがないかというのが、小野委員が今日、最初の方で盛んにおっしゃっておいりましたことです。ここは、今の段階では、私らの対話ということにしておきたいと思います。非常に貴重なご意見だと思います。

佐藤委員何かございますでしょうか。

（佐藤委員）

はい。ありがとうございます。

ちょっと2点ほどなんですけども、1つ目が73ページの、社会福祉法人の公益的な取り組み例みたいなものを、挙げていただいていると思うんですけども。具体例として挙がってるものが、現状としてですね、我々なんかから見ると、もっといろいろ社会福祉法人が取り組んでいることっていうのはあるかなと思ってます。例えば食料の支援だったり、中間的就労の取り組みだったり、居場所支援とか、ゴミ屋敷の片付けとか、いろいろやってると思うんですけども、こういった取り組みなんかも、もしよければ加えて欲しいなっていうのが1つ。あと大阪府の社会福祉法人で基金出してやってる事業があるんですけども、これ『大阪しあわせネットワーク』っていう事業があるんですけども、こういった事業なんかもこの中で触れていただくのは、ちょっと難しいことなんかなあって思いました。

これちょっと今の流れとずれるんですけれども、31 ページあたりから生活困窮者の取り組みの内容をいろいろ書いていただいてるんですけれども。本当細かい話で申し訳ないんですけど、昨日私いただいた資料を見たところを、例えば 33 ページの、国の動向を踏まえて大阪市の方針みたいところで、3 行目の生活困窮者の内容については、77 ページ参照ってなってるんですけども、77 ページが防災の部分なんですね。実際多分 85 ページが正しいんじゃないかなって言うのとか。いくつかページのズレがありました。

あと、聞きたいなと思ってることが 1 つあってこれ 33 ページの生活困窮者の中での自立支援事業の中で、大阪市の方針というところで、居住支援協議会のことも触れてらっしゃって、居住支援方策の充実を図りますっていうのが、文言としてあるんですけれども、こちらに関して、生活困窮者自立支援事業の中での居住支援方策の充実みたいところで、ちょっと現場としてその具体的な話というのが見えてきてないんですけれども、可能な範囲で、もし、今どのような充実を図ろうとしてるのかっていうのを、聞けたらありがたいなっていうそのぐらいです。すいません長くなりました。以上です。

（藤井部会長）

はい。1 つは公益的事業の中に、『大阪しあわせネットワーク』等々も含めて、もう少し書けないかというご意見でございましたけども。いかがでしょうか。

（稗田地域福祉課長）

ご意見ありがとうございます。『大阪しあわせネットワーク』は大阪府社協の事業でございまして、そちらにつきましては我々も認識しているところでございますが、市の計画の方にどこまで書けるのかっていうのは、大阪府の方と相談しながら進めて参りたいと思います。あまり『大阪しあわせネットワーク』との連携が出来てないので、府社協の話がどこまで書けるかどうかってところは、こちらの宿題にさせていただければと。

（藤井部会長）

それだけじゃなくて、何かもう少し、法人がやってることを書いてはどうかっていう。

（稗田地域福祉課長）

それにつきましては大阪市社協の方で、公益的取り組みの取りまとめをしていただいておりますので、その辺の情報とかもいただきながら、計画の記載を検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

（藤井部会長）

その部分は取りまとめる社協の方とかとすり合わせて、記載を工夫していただくという

ことだと思います。誤記の部分はいかがでしょうか。

（稗田地域福祉課長）

申し訳ございません。我々の方でページずれにあったりとか、指摘事項のところ、先ほどいただいたもの以外でもですね、再度チェックさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

（藤井部会長）

最後３点目は居住支援方策って具体的に進んでいるのか、みたいなご質問でしたけども、いかがですか。

（松井生活困窮者自立支援担当課長）

大阪市の方針のところに記載の通り、今年の６月に都市整備局と福祉局が共管で市レベルの居住支援協議会を立ち上げたところです。今後の進め方としましては、市自体の規模が非常に大きいので、各区レベルで窓口の担当者と各居住支援法人や、不動産関係会社の顔の見える関係づくりとして、各区の居住支援連携会議というのを、立ち上げていただきたいと考えております。各区レベルの会議体を立ち上げた以降、顔の見える関係づくりとともに、各区での課題を洗い出しながら、それらを大阪市レベルに引き上げて、今後、居住の安定確保であったり居住支援方策の充実というのを福祉局と都市整備局と共同で進めていきたいと考えております。

（藤井部会長）

はい。ありがとうございます。

それでは、全員に聞きましたので、時間が迫っていますが、私から違和感を持つてるところがありまして、その部分ともう１つの意見を最後に述べさせていただきたいと思います。100ページの福祉人材の育成・確保です。これは松井委員や種継議員にお伺いしたいのだが、地域福祉計画で福祉人材の育成・確保について、高齢・障害・児童もあるから、ここで書いておくというのはいいいとは思いますが、他（都市）の地域福祉計画を見ても、地域福祉で福祉人材の確保の方策に、本腰が入るのかなという感じがしています。

かなり切実なテーマなので、例えば、高齢分野だと、やはり高齢者の施設協議会と高齢担当課が、高齢者の人材確保をしっかりと考えると。障がい分野もそこが大切。要するに、これこそは、共通というよりはむしろ出発点は業界がちゃんと分野ごとで取り組んで、それを大きくまとめるという意味で地域福祉計画（に記載することは）良いと思う。各分野のところで、その取組が無くて、地域福祉で満遍なく、本当の意味でやれるのかというのが、私の施策効果からした位置付けの何か不自然さ（を感じる）なんですけど、いかがでしょうか。ここ（地域福祉計画）に書くことは否定していなくて、まさに連携のあり方として、地域福祉ではな

なかなか進めないなと考えているので、お伺いをしておきたい。

（種継委員）

地域福祉計画は（これまで）福祉（という）の視点・文化を、目指すという感じで、昔から脈々と流れてきたものかなと思いますが、ただ昨今ですね、我々の業界の方も、人材不足ということで、若い方々に興味を持っていただきたいといったところで、業界からも魅力発信とか、情報発信等々でもやってはいますが、これを地域福祉計画に先生ご指摘いただいた部分で落とし込むと、多くの方に福祉の視pointsの知っていただくと。我々、地域包括センターも福祉教育に行くといったところもありますが、その視pointsがちょっと強いところかなとは思っています。

（藤井部会長）

人材確保策というよりは土壌を作るみたいな、福祉の理解を広めるということしか、地域福祉計画の中では対策として出てこないような気がしています。人材確保ですからね。

（松井委員）

人口が大阪市はまだ微増ではあるものの、全国的に本当に減ってきて、介護の分野、保育士さんの分野を本当に人材確保が大変厳しい時代です。例えば保育士の養成校はどんどん減ってきてますし、実習受け入れをさせていただいていても実習生がこないような状況であります。もちろん介護福祉士もそうです。実習生が来られたなと思ったら、国籍が外国の方、日本語学校から専門学校に上がってこられた方々が95%ぐらい。日本人の方は久しくお目にかかっておりませんので、そういう現状の中で、地域の福祉人材育成というのは、ボランティアさんとか、3分野において、いろんなボランティア活動をしていただけるような方にいろいろアプローチをして、今後も参画していただくようにするのはいいことだと思いますが、実際に最前線で働いていただく方のことに関しては、大変厳しいです。

（藤井部会長）

少し失礼な言い方だけど、社会福祉法人で勤めやすい、いい処遇をすることを表に出していくような、施設・法人のマネジメントと、業界挙げてその分野で広めていくことの取組が今も行われていると思うが、真剣に行われ（ることが重要）だから、各分野担当課と現場が一緒になって取り組んで、それぞれの分野が共通して見えてきたところを地域福祉計画に共通事項でまとめていこうという、民間と属性別の担当課の取組、それらと共通して取りまとめていく地域福祉計画上の位置付けみたいなものがないと、人材確保に関しては、なかなか進まないのではないかなという危惧があるので、問題提起しておきます。計画に書くことは、全く問題ないと思いますが。先ほどお二人の委員がおっしゃったように、人材というと、やはり住民の人材をイメージされる、というのが地域福祉のある意味では限界があるような

気がします。

（松井委員）

この会議の中で場違いなことを申し上げるかもしれませんが、大阪市の子どもたち、お父さんお母さんが働いてらっしゃって、保育をしていただく、保育士さんが本当に少ないんです。減ってきてるんです。保育士さんがいらっしゃらないから、保育園の定員を減らしている園も、現実に出てきております。こんなこと言っただけではいけないかもしれないが、大阪市民は手厚く保育を受けられる、介護を受けられる、障がいサービスを受けられるというような、何か施策をしてください。よろしくお願いいたします。

（藤井部会長）

地域福祉計画上に、そういうところの提起がなかなかしづらい面もありますが、その部分は、全市的な課題として、全国的な課題ではあるが、大阪市の課題でもあるので、人材確保の部分は非常に重要なところであると改めて思った次第です。

時間が過ぎて申し訳ないが、最後に私からもう少しお話をさせてください。地域福祉の人材というのは2通りあって、1つは福祉活動者の住民の育成ですね。もう1つは、種継委員がおっしゃったような広い意味で、専門職人材の養成でも、（僕の言葉で言うと）横断的に連携ができて、住民と協働できる専門職地域福祉人材を育成する視点もほしい。他都市ではもう実験してるところもある。専門職も児童やった児童、高齢やったら高齢で、制度研修を受けると、だんだん縦割りになってくるっていうような気がする。しかし、先ほど種継委員がおっしゃった高齢分野でありながら、その（自身の）制度の枠は超えないが、こどもとか障がいのワーカーと、共通理解して地域の中で連携できる、それが本当の専門職の地域福祉人材の養成で、それは地域福祉プログラムでしかできない。前回も同じことを言いましたが、本来の地域福祉計画上の人材育成はそこであると追記できれば（いい）。これは議論していませんから、私単独の意見として、今日は止めておきたいと思います。またそういう発想もご検討いただければなということで留めておきます。

それでは、時間が来ました。皆さんご意見賜りまして、ありがとうございます。これをもとに修正すべきところは修正されると思います。また事務局の方と、私の方で、細かいところは摺り合わせたいと思います。本日欠席された委員の意見も、事務局から何らかの形でお伺いして、意見反映をお願いしたいと思います。それでは、本日の議事はすべて終わってよろしいでしょうか。それでは、進行を事務局にお返しします。